

公共性を問い直させる公民授業の構想

— 中学校社会科小单元「公共の福祉とは何か」の開発 —

桑原 敏典 ・ 佐藤 育美*

本研究は、生徒に公共性を個人の判断や意思決定を上から制限するものと捉えさせるのではなく、国民自身が作り出し下から権力に対して突きつける社会の原則として捉えなおさせる社会科公民の授業開発を目指したものである。公共性を問い直すにあたっては、日本国憲法に規定されている公共の福祉を取り上げ、公共の福祉の解釈の検討をさせ、それを基本的人権を行使するうえでの心得ではなく、基本的人権を制限するための普遍的原則と捉えなおさせる展開を構想した。公共性を考えるための具体的な社会的事象としては、ハンセン病問題を取り上げた。ハンセン病問題は、日本社会に長く根付いていた差別意識の問題と考えられているが、戦後に関していえば、その差別を維持・助長し続けたのは、公共の福祉を理由に隔離政策を推進したらい予防法の存在である。開発した小单元は、らい予防法が廃止された理由を考えさせることによって、生徒に公共の福祉について再考させるものとなっている。

Keywords : 社会科教育, 公民教育, 公共性, 公共の福祉

1. はじめに

公共性とは、個人的、私的なものではなく広く社会全体に関わるものであり、個人の判断や意思決定を制約するものである。近年、公共性論が盛んになっているのは、市民社会論の台頭によるところが大きいと言われる¹⁾。これは、わが国においても、公を担い続けてきた官による公共性の独占状況が揺らぎ始め、いわゆる上からの公共性に対して下からの公共性が芽生え始めたことを意味している。しかしながら、一方では、「これ（『官』による『公共性』）を市民の立場から補完したり、改革したり、場合によっては少なくとも部分的にこれにとって替わるべき『下から』の『市民的公共性』がなお未成熟であるという特殊に困難な状況が生じている」²⁾のである。

このような公共性論をめぐる社会諸科学の状況をふまえて、社会科教育学研究においても、近年、公共性に関する議論が盛んである。その議論は、大き

く二つの立場からなされている³⁾。第一は、公共性を社会の制度や仕組の持つ性格であり客観的に認識できるものとし、社会の制度や仕組を科学的に捉えさせたうえで、民主主義社会によりふさわしいあり方を解明させようとするものである。第二は、公共性を、社会の構成員の精神や態度とし、社会への参加や社会問題に対する意思決定を通して、生徒にそれを習得させようとするものである。前者は、公共性を、我々を取り巻く社会のあり方の性格と捉えているのに対して、後者は、それを我々自身の精神のあり方と捉えている点に違いがある。

本研究は、前者の立場をとり、社会科の授業では、生徒に公共性をいかに捉えさせているかを吟味し、その特徴と今後の課題を明らかにしようとするものである。具体的には、日本国憲法に規定されている「公共の福祉」概念を取り上げ、社会科授業においてそれがいかに取りあげられているかを、教科書の記述や図表による表現を手がかりに解明していく。

岡山大学教育学部社会科教育講座 700 - 8530 岡山市津島中 3 - 1 - 1

The Development of the Social Studies Lesson Plan Focusing on Understanding Public Welfare : A Case of a Tentative Lesson Plan "What is Public Welfare?"

Toshinori KUWABARA and Ikumi SATO*

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Okayama 700-8530

*Nishi-Awakura Junior High School

そして、その分析から明らかになった社会科授業における公共の福祉論を、憲法学の成果をふまえて吟味し、問題点と課題を指摘していきたい。

II. ハンセン病を取り上げた単元開発研究

ハンセン病を取り上げた単元開発研究としては、梅野正信氏・采女博文氏による研究⁴⁾、峯明秀氏による研究⁵⁾、福田喜彦氏による研究⁶⁾をあげることができる。

梅野氏・采女氏による研究は、学校現場の教師による小学校から高等学校までの授業開発を中心としており、内容は多様であるが、ハンセン病訴訟を取り上げている点は全てに共通している。訴訟の経過とそれに関わった人の取り組みや、最終的な判決内容を学ぶことによって、ハンセン病自体と患者や元患者に対する差別の状況について理解を深めさせ、ハンセン病に対する正しい理解の普及と権利の大切さとそれを回復しようとした人々の取り組みへの理解を促そうとした授業となっている。

峯氏の研究は、社会科授業において社会参加をいかに実現していくかを明らかにすることをねらいとしたものである。その教材としてハンセン病が取り上げられている。ハンセン病対策における国の判断や、訴訟に見られる裁判所の判断を吟味し、問題に対する認識を深めたいうで、元患者の手記などを手がかりに共感的な理解をし、問題を他人事ではなく自分も生活する社会にかかわりのあるものとして捉えさせている。そして、最終的には、この問題の学習を踏まえて差別や偏見のない社会のあり方について考えさせている。

福田氏の研究では、判決文を手がかりに、ハンセン病問題に対する事実認識を深めるだけでなく、問題の解決に自分なりに取り組もうとする実践的な態度や、偏見や差別の解消に向けて積極的に活躍する市民的行動力の育成までも視野に入れた授業が提示されている。

これらの研究では、ハンセン病問題が、不必要な強制隔離政策を続けさせた医師や官僚の怠慢によって引き起こされたものであることや、その背景には日本社会に昔からあったハンセン病に対する差別意識や偏見があったことについては十分言及されている。しかし、日本社会の歴史的背景があったにせよ、日本国憲法が施行されている現代社会において、何十年に渡って常識では考えられないような差別が国によって行われていたことや、そのことが大半の国民の知らないところでなされていたことを十分に説明できているとは言い難い。このような状況は、多数者の利益保護には関心があっても、少数者の権利

保護を軽んじる考え方によって生み出された部分もあるのではなかろうか。また、それを象徴しているのが、我々の公共の福祉という概念の捉え方ではなかろうか。梅野氏・采女氏の研究にはそれについて言及した部分が見られるが、直接授業では取り上げられていない。本研究は、先行研究に対して、公共の福祉を中核にすえて、ハンセン病問題を捉えていくところに特徴がある。

III. 中学校社会科教科書における公共の福祉概念

中学校社会科の教科書に見られる公共の福祉概念も、それを社会全体の利益を意味するものとして説明している点は共通している。以下、幾つかの教科書会社から該当部分を書き出してみることにする。

わたしたちの社会生活では、人権は他の人の人権を侵害してはならないという限界があります。また、社会の共同生活のために制約を受けることがあります。このように人権は、「公共の福祉」によって制限されることがあります。…(中略)…「公共の福祉」という言葉は抽象的であいまいなので、それが具体的にどのような公共の利益なのか、それによる人権の制限が許されるかは、さらに厳密に考える必要があります。何が「公共の福祉」にあたるのかを政府が一方的に判断して、人々の自由な人権の行使を制限することがあってはなりません。(T社)

このように、個人の人権の主張には、同時にほかの人々の人権を守るという責任がともないますし、また、経済政策などの観点から人権が制約されることもあるのです。日本国憲法は、…(中略)…この限界を公共の福祉という言葉であらわしています。しかし、たいせつな人権が「公共の福祉」に名をかりて、簡単に制限されることないように注意する必要があります。どのような人権が、何のために、どのくらい制限されるか、それぞれの場合によって検討することが必要です。(O社)

「公共の福祉」とは、「国民全体の福祉と利益」という意味です。例えば、空港をつくる場合、建設予定地に住む人々は、その土地の買い取りに応じなければならないこともあります。このように、公共の福祉のために人権が制限されることがあります。…(中略)…公共の福祉を理由として、個人の人権を制限する場合は、必要な範囲で最小限でなければなりません。この場合でも、言論の自由などの精神活動の自由の制限は経済活動の自由と比べて、しんちようでなければなりません。(Y社)

しかし、憲法はこれらの権利を行使するにあたり、…（中略）…社会の秩序を混乱させたり、他に迷惑のおよぶことがないようにいましめている。集団生活では、時に自分の権利がどこかでほかの人々の権利とぶつかることがある。個々のケースによって方法は異なっただとしても、両者のあいだにどう折り合いをつけ、解決をはかっていくかは、大切な問題である。憲法の保障する基本的人権とは、決して個人の主張や要求を無制限に認めているものではなく、また「公共の福祉」と対立するものでもない。それは社会の基本ルールを守り、全体の調和を考える中でこそ、個人の自由や権利は実現するという歴史の教訓に基づいたものだといえる。（H社）

公共の福祉の意味を具体的に説明しているのは、T社、K社であり、それぞれ公共の利益、国民全体の福祉と利益と説明している。また、その役割については、人権を制限するもの、限界をあらわすものと表現されている。さらに、H社は、いましめという言葉を使って、公共の福祉とは、国民が守るべきもの、または、国民に対する制約であるという解釈を積極的に打ち出している。そして、権利それ自体が公共の福祉と対立するものではなく、個人の権利は全体の利益とともに実現していくと述べている。ただ、H社以外は、すべて、「公共の福祉」によって人権を制限する場合には慎重であるべきだという説明を補足しており、公共の福祉という概念が、人権保障とは対立する面を持っていることを前提としていることが分かる。

以上の分析をふまえると、公共の福祉は、いずれにしても人権を制限する概念として位置づけられていることは確かである。また、H社以外については明確に示されていないが、それは人権を行使する側に向けて発せられているものであると受けとめられる。これは、第12条の、「自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止」の規定に由来していると思われる。H社のように、国民に対する戒めという位置づけは極端であるとしても、現在、若者の政治離れや、非社会的行動が問題となっている中で、権利よりも義務を教えることが強調される傾向があり、公共の福祉を、権利を行使する際の心得として位置づける解釈が強くなっていくことも予想されよう。

ただし、立憲主義の立場から見れば、憲法それ自体は、支配者または権力者に対して国民が守るようにつきつけた約束であり、支配する側、権力を持つ側の行動を拘束するものである。したがって、公共の福祉についても、文言の表現だけから、それが国民に向けて発せられたものであり、国民を縛るもの

であると考えるのは問題ではなからうか。

IV. 公共の福祉の解釈

公共の福祉の解釈は、教科書記述に見られるように、それは、国民に向けて発せられたもので国民が権利を行使するうえで守るべきものであるという伝統的な解釈と、国家権力が、基本的人権同士の間で発生した矛盾や対立を調整し、ある権利の行使を制限するためのルール作りのための原理とする解釈がある⁷⁾。

国民に向けて発せられたものであるとする解釈では、公共とは社会全体を意味し、福祉とは利益であると考えられる。この考え方では、個人を越えた集団を想定し、その利益の追求は個人個人の利益追求よりも優先されると考える。ただし、問題点としては、社会全体＝多数者と置き換えられることが多く、そのため、多数者の利益のために少数者の権利を犠牲にするという状況を作りやすいことを指摘できよう。

以上をまとめると、次のようになる。

A. 公共の福祉を、国民が、基本的人権を行使する際のルールとする解釈。

A-1. 「公共」とは、社会全体ということであり、公共の福祉とは一人ひとりの立場を越えた社会全体の利益を意味する。

A-2. 公共の福祉による制約とは、個人個人の基本的人権の行使が一人ひとりの立場を越えた社会全体への利益配分のために制限されることである。（集団主義に基づく解釈）

また、公共の福祉を、国家を縛るルールであるとして、基本的人権相互間の矛盾・衝突を調整するためのルール作りのための原理とする立場では、どのような原理であれば、普遍的に通用するかによって幾つかの解釈が見られる。

第一には、権利を制限することによってもたらされる利益を、権利を制限しないことによって維持される利益と比較して、権利の限界を定めようとするものである。この考え方は、利益の内容や比較する規準を結局個別の事例ごとに判断せざるを得ないため、普遍性を欠くという欠点を持つ。

第二の解釈は、普遍的な原理として、他者に危害をもたらす権利は制限されるという加害原理に基づく解釈である。本研究では、この解釈を最終的な拠り所としたい。それは、この解釈が最も具体的な人権制限の基準を示し得ると考えられるからである。ただし、この解釈は経済活動の自由など社会権的基本権の制限については適用できない。それについては、社会的効用を積極的に促すために、権利が制限

されることがあるという解釈によって説明していくことにする。以上をまとめると次のようになる。

B. 公共の福祉を、国家が、基本的人権相互間の矛盾・衝突を調整するためのルールとする解釈。

B-1. 「公共」とは、「無作為に抽出したどの個人にとっても」ということであり、「福祉」とは、誰かが手にすることができる利益ではなく、各自が利益を手にする際の普遍的な条件を指す。

B-2. 基本的人権相互間の矛盾・衝突を調整するためには、矛盾・衝突している人権について、ある人権を制限することによってもたらされる利益と、それを制限しない時に維持される利益とを比較して、制限することによってもたらされる利益の方が大きい場合に、その人権の行使を制限すればよい。(比較衡量説に基づく解釈)

B-3. 基本的人権相互間の矛盾・衝突を調整するためには、矛盾・衝突している人権について、ある人権の行使が他者に危害を及ぼす場合に、その人権の行使を制限すればよい。(加害原理に基づく解釈)

B-4. ある人権の行使を制限することによって社会的効用が増大する場合、その人権の行使は制限されることがあるが、それは、行使を制限された人に対しての金銭的な保障を前提とする。(功利主義原理に基づく解釈)

IV. 小単元「公共の福祉とは何か」の単元開発

開発した単元は、ハンセン病問題を取り上げ、ハンセン病とは何か、ハンセン病患者に対してどのような人権侵害がなされたか、なぜ、そのような人権侵害が発生したかを探究させることをねらいとしている。また、ハンセン病患者に対する人権の侵害が、公共の福祉を根拠になされたことを確認したうえで、公共の福祉とは何かを解明させる。これらの活動を通して、公共の福祉に関する複数の解釈を捉えさせるとともに、民主主義社会におけるルールとして最もふさわしい解釈はどれかについて考えさせていきたい。

単元は、まず、第一時において、なぜ、らい予防法は廃止されたのかを考えさせる。基本的人権を全ての人に保障するためには何が必要かを確認したうえで、ハンセン病の問題を取り上げていく。そして、らい予防法はどのような法律だったのか、らい予防法のもとで、何がなされたのかを資料によって確認させる。

第二時では、なぜ、ハンセン病患者の人権は侵害されたかを探究させる。ハンセン病患者の人権は何を根拠に制限されたかを捉えさせたいうえで、公共の福祉の問題の探究にうつる。そこで、公共の福祉は、誰のためのルールか、公共の福祉とは何かを考えさせる。

第三時では、悲劇を繰り返さないためには、我々はどうすればよいかという問題解決に取り組みさせる。公共の福祉は、何のためのルールか、誰もが納得できる、人権を制限するためのルールはどのようなものかについて議論し、誰もが納得できる原則を追究させる。民主主義社会にふさわしい公共の福祉の解釈はどのようなものを明らかにして、単元は終結する。詳しい単元計画は、最後に示している。

V. おわりに

本研究によって、公共の福祉に対する概念を具体的な社会事象の探究を通じて解明していく方法を示すことができた。従来の公共の福祉概念では、少数者の権利を軽んじる傾向を生みやすいただけではなく、権利の行使を萎縮させる可能性もある。公共の福祉を、国民を縛るものではなく、国家権力が権利を制限する際の原理とすることによって、公共性を我々自身の思考や判断を上から押さえつけるものではなく、より民主的な社会実現のために我々が権力者に突きつけるものと捉えなおすことができるのではなかろうか。

[注]

- 1) 山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明『新しい公共性 そのフロンティア』有斐閣、2003年、pp.4-5.
- 2) 同上、p.4.
- 3) 拙稿「研究動向=社会科教育と新しい時代の“公共性”社会科授業構成論の類型と公共性の扱い」日本社会科教育学会『社会科教育研究』92、2004年.
- 4) 梅野正信・采女博文編著『実践ハンセン病の授業「判決文」を徹底活用』エイデル研究所、2002年.
- 5) 峯明秀「社会科教育における『社会参加』の意義と位置」日本社会科教育学会『社会科教育研究』別冊2002(平成14)年度研究年報、2003年.
- 6) 福田喜彦「判決書教材に基づいた市民性育成教育の授業内容開発—『ハンセン病訴訟裁判』の授業実践を通して—」全国社会科教育学会『社会科教育論叢』第46集、2007年.
- 7) 阪本昌成『憲法理論Ⅱ』成文堂、1993年.

教授書試案

1. 科目名 中学校社会科公民的分野（または高等学校公民科「現代社会」, 「政治・経済」）
2. 単元名 「公共の福祉とは何か－ハンセン病問題から考える－」
3. 単元のねらい ハンセン病問題を取り上げ、ハンセン病とは何か、ハンセン病患者に対してどのような人権侵害がなされたか、なぜ、そのような人権侵害が発生したかを探究させる。また、ハンセン病患者に対する人権の侵害が、公共の福祉を根拠になされたことを確認したうえで、公共の福祉とは何かを解明させる。これらの活動を通して、公共の福祉に関する複数の解釈を捉えさせるとともに、民主主義社会におけるルールとして最もふさわしい解釈はどれかについて考えさせる。
4. 単元計画
 - 第一時「なぜ、らい予防法は廃止されたのか？」
 - 〔 基本的人権を全ての人に保障するためには何が必要か？ 〕
 - 〔 らい予防法はどのような法律だったのか？ 〕
 - 〔 らい予防法のもとで、何がなされたのか？ 〕
 - 第二時「なぜ、ハンセン病患者の人権は侵害されたか？」
 - 〔 ハンセン病患者の人権は何を根拠に制限されたか？ 〕
 - 〔 公共の福祉は、誰のためのルールか？ 〕
 - 〔 公共の福祉とは何か？ 〕
 - 第三時「悲劇を繰り返さないためには、我々はどうすればよいか？」
 - 〔 公共の福祉は、何のためのルールか？ 〕
 - 〔 誰もが納得できる、人権を制限するためのルールはどのようなものか？ 〕
 - 〔 民主主義社会にふさわしい公共の福祉の解釈はどのようなものか？ 〕
5. 到達目標（一般的説明的知識）
 - (1) 日本国憲法は、全ての国民に永久不可侵の権利として基本的人権を保障している。
 - (2) 公共の福祉とは、国民を縛るもので、国民が権利を行使する際のルールである。
 - (3) 公共の福祉とは、国家権力を縛るもので、国家が基本的人権相互間の矛盾・対立を調整する際のルールである。

6. 単元の展開

第一次「なぜ、らい予防法は廃止されたのか？」

過程	教師の指示・発問	教授・学習過程	資料	生徒に獲得させたい知識
導入	1. 基本的人権とは何か。	T：発問する S：答える	1	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法が全ての国民に保障している、犯すことのできない永久の権利である。 (・難しいのではないか。) ・デモを行おうとしている集団の、集会・結社・表現の自由と、歩行者の人身の自由。 ・デモを中止させるか、他人に危害を及ぼさないより安全な場所であるように命令すればよい。 ・権利同士の矛盾や対立を調整し、ある人の権利の行使を制限する必要がある。 ・公共の福祉。日本国憲法第12, 13, 22, 29条に規定されている。 (・一人ではなく、大勢の人の権利のことではないか。一人の権利によって、大勢の人の権利が侵害されてはならないからではないか。)
	2. 基本的人権は、国政の上で最大限尊重されるが、実際に、全ての人に同じように権利を保障することが可能だろうか。	T：発問する S：答える		
	3. ある集団が、政府が新しく作ろうとしている法律に反対するために、人がたくさん集まる大通りで激しいデモを行うことを計画していた。デモを行うと、歩行者が怪我をすることが予想された。この場合、どのような権利が対立しているか。	T：発問する S：答える		
	4. この場合、どのように問題を解決すればよいか。	T：発問する S：答える		
	5. 全ての人に同じように権利を保障しようとするれば、何が必要だと言えるか。	T：発問する S：答える		
	6. 憲法には、権利の対立を調整し、ある権利を制限するものとして何が定められているか。	T：資料配布 発問する S：答える		
	7. 公共の福祉とは何か。なぜ、それによって権利が制限されるのか。	T：発問する S：予想する		
展開	7. どのような場合に公共の福祉によって権利が制限されるか。	T：資料配布 発問する S：答える	2	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの侵害、名誉毀損、デモの規制、伝染病患者の隔離、建築制限、土地利用の制限、独占禁止法など。 ・らい予防法。
	8. 公共の福祉によって権利を制限することを定めた法律のうち、現在は廃止されているものがある。それは何か。	T：説明する		

展開	9. らい予防法とは何か。	T：説明する		・かつてはらい病と呼ばれた、ハンセン病の患者の隔離や治療について定めた法律。	
	10. なぜ、らい予防法は廃止されたのだろうか。	T：発問する S：予想する		(・ハンセン病が撲滅されたのではないか。隔離する必要がなくなったのではないか。)	
	11. らい予防法はどのような法律だったのか。	T：資料配布 発問する S：答える	3	・ハンセン病を予防しハンセン病患者の医療を行い、その福祉を図り、あわせて公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律(「らい予防法」第1条)	
	12. ハンセン病とはどのような病気か。	T：説明する		・らい菌による伝染病。症状としては、末梢神経が侵されるため知覚麻痺がおこり、皮膚に斑紋や結節が現れたりするが、定型的ではない。病気が進行すると一目で患者と分かるような外見上の特徴が現れるため、かつては恐れられ、患者はひどい差別を受けてきた。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在では、この病気に対する偏見や差別を切り離すために、菌の発見者の名前をとって、ハンセン病と呼ぶようになった。	
	13. らい予防法はいつ廃止されたのか。	T：資料配布 発問する S：答える	4	・1996年3月に廃止された。	
	20. らい予防法にはどのようなことが具体的に定められているのか。	T：資料配布 発問する S：答える	5	・ハンセン病と診断された場合、療養所に入所しなければならない(第6条)。また、入所後は外出が制限され(第15条)、所内の規律に従わなければ所長により処分される(第16条)。	
	21. らい予防法の第1条に書かれている「公共の福祉」は何を指すか。	T：発問する S：答える		・感染拡大の予防。	
	22. 感染拡大の予防のための様々な方策を定めたいらい予防法が、廃止されるに至ったのはなぜか。映像を見て確認してみよう。	S：テレビ番組を 視聴する		・テレビ番組の内容：ハンセン病の症状、隔離政策の実態、邑久光明園の様子、長島愛生園の様子、ハンセン病患者の話、菊池恵楓園の様子、療養所内の監房の様子、療養所の様子、らい予防法に定められた療養所内の患者の人権制限、予防法改正の際の国会答弁など。	
	23. ハンセン病は、感染する病気なのか。	T：発問する S：答える		・らい菌は感染力が弱く、感染しても発病することはほとんどない。	
	24. ハンセン病は治らない恐ろしい病気なのか。	T：発問する S：答える		・現在では特效薬があり、完治する病気である。実際、現在、療養所にいる方は、ほとんどが完治した元患者の方たちである。	
	25. らい予防法によって患者の人々を厳しく隔離し、人権を制限する必要があったのか。	T：発問する S：答える	6	・必要はなかった。	
	26. ハンセン病は感染力が弱く、不治の病ではないことはいつごろから分かっていたのか。	T：資料配布 発問する S：答える			
	27. らい予防法は、ハンセン病患者に対して何をもたらしたと言えるか。	T：発問する S：答える		・1965年、らい国際会議においてハンセン病患者に対して特殊な法律を作ってはならず、差別的処遇をしてはならないことが宣言されていた。したがって「らい予防法」制定当初から、そのような法律が必要ないことが分かっていた。	
	28. らい予防法が長く廃止されずに存続したのはなぜか。	T：発問する S：答える		・患者を社会の偏見の目から守ったという評価もあるが、患者の人たちの人権を不当に侵害しただけではなく、隔離政策によって患者に対する偏見や差別を助長したとも言える。	
	29. らい予防法は患者の福祉を図り、公共の福祉を増進する法律であったと言えるか。	T：発問する S：答える		・学会や学会に対して強い影響力を持った医師が隔離政策の維持を主張し、官僚もそれを支持したため。	
	終結	30. なぜ、らい予防法は廃止されなければならなかったのか。	T：発問する S：答える		・言えない。公共の福祉とは名ばかりであった。
		31. らい予防法は、公共の福祉に基づいて人権を制限する法律であったと言えるか。	T：発問する S：答える		・ハンセン病患者の人権を不当に長く侵害してきたから。らい予防法によって、ハンセン病患者らは、社会から隔離されるだけではなく、偏見の目で見られ、精神的にも身体的に大きな苦痛を受けてきた。
					・言えない。

公共性を問い直させる公民授業の構想

第2時「なぜ、ハンセン病患者の人権は侵害されたか？」

過程	教師の指示・発問	教授・学習過程	資料	生徒に獲得させたい知識
導入	1. らい予防法によって、ハンセン病患者の人たちのどのような権利が侵害されたか。	T：発問する S：答える		<ul style="list-style-type: none"> ・平等権，身体の自由や精神の自由や経済活動の自由などの自由権的基本権が侵害された。 ・公共の福祉。 ・感染の予防 ・社会全体にハンセン病に対する誤解や偏見があり，医師や官僚もそれを改善しようとしなかったばかりか，彼ら自身も，当時知り得たハンセン病に対する正しい知識ではなく，誤解や偏見に基づいてハンセン病患者への対応の仕方を判断したため。 （・ハンセン病患者ではない多数の人々の利益を優先し，少数者である患者の人たちの権利が容易に制限されたのではないか。） ・公共の福祉の名によって，多数者の利益のために少数者の権利が犠牲になるということが起こり得る可能性を示唆している。
	2. そのような権利の侵害は，何を根拠に行われたか。	T：発問する S：答える		
	3. ハンセン病問題において，患者の人たちの権利を制限した，社会全体の利益とは何か。	T：発問する S：答える		
	4. 公共の福祉による，ハンセン病患者の権利の侵害がなされたのはなぜか。	T：発問する S：答える		
	5. もっと慎重に判断すれば防げたはずであるのに，ハンセン病患者の権利を奪い去る判断が容易になされたのはなぜか。	T：発問する S：答える		
	6. ハンセン病問題は，公共の福祉による権利の制限についてどのような教訓を示唆しているか。	T：発問する S：答える		
	7. <u>ハンセン病問題のような対応の誤りを繰り返せば，再び多くの人の権利が侵害されることになる。そうならないために，公共の福祉をどのように解釈し，それに基づいてどのように判断をしていけばよいかを考えてみよう。</u>	T：課題を明示する		
展開	8. ここまでの学習で，公共の福祉の意味をどのように捉えてきたか。	T：発問する S：答える		<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の利益。 ・日本国憲法の条文を確かめる必要がある。 ・第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民の不断の努力によって，これを保持しなければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであって，常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」 第13条「すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。」 第22条①「何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。」 第29条②「財産権の内容は，公共の福祉に適合するようにより，法律でこれを定める。」 ・第12条は，国民に向けて命じる形となっている。それに対して他の3条は，国家権力に向けて発せられたものである。 ・第12条に基づけば，公共の福祉は国民が守るべきものとなり，第13，22，29条に基づけば，国家権力が守るべきものとなる。 ・公共の福祉についての解釈は，誰を拘束するものと考ええるかによってまず，二通りに分けられる。 <ul style="list-style-type: none"> A. 公共の福祉とは，<u>国民</u>が権利を行使する際のルールである。 B. 公共の福祉とは，<u>国家</u>が国民の権利行使を制限する際のルールである。 ・ア＝国民 イ＝基本的権利を行使 ウ＝社会全体の利益の追求
	9. 公共の福祉とは社会全体の利益であるという捉え方は間違いないか。どのようにすれば確かめられるか。	T：発問する S：答える		
	10. 公共の福祉について，日本国憲法にはどのように規定されているか。	T：発問する S：答える		
	11. これら4つの条文を，それが誰に向けて命ぜられたものかという点から区分するとどうなるか。	T：発問する S：答える		
	12. 第12条に基づいて公共の福祉を考える場合と，第13，22，29条に基づいて考える場合では，解釈がどのように異ってくるか。	T：発問する S：答える		
	13. それぞれどのような解釈になるか。	T：説明する		
	14. 公共の福祉を，国民が権利を行使する際のルールと解釈した場合，それによって権利はどのように制限されるか。次の空欄に当てはまる言葉を考えてみよう。 「公共の福祉とは，（ア）が，（イ）をする際のルールであり，（ウ）ためには	T：発問する S：答える		

展開	<p>ある人の権利行使を制限できるということを意味する。」</p> <p>15. この解釈は、ハンセン病問題の学習の際に考えていた解釈と比べて似ているか、違っているか。</p> <p>16. ハンセン病問題の教訓をふまえると、この解釈にはどのような問題があると考えられるか。</p> <p>17. 解釈Aの問題点について、エピソードを手がかりに考えてみよう。</p> <p>エピソード1 「ある人が雑誌記者に自らの私生活を暴露される記事を書かれそうになり、その雑誌の出版差し止めを求めた。」</p> <p>エピソード2 「過去のテロを行ったことのある団体が、その活動の制限を受けた。」</p> <p>エピソード3 「伝染病にかかっている可能性がある人に対して、感染予防のため、激しい副作用のある薬の服用を命じる。」</p> <p>エピソード4 「線路脇に住む住民が、騒音と振動による健康被害に苦しみ、電車の運行本数を減らすよう求めた。」</p> <p>それぞれのエピソードについて次の事実を確認したうえで、公共の福祉によって人権が制限されるかを判断しよう。</p> <p>ア) 制限される権利は何か。</p> <p>イ) 制限することで得られる社会全体の利益（公共の福祉）は何か。</p> <p>ウ) 権利の行使は制限されるか。</p> <p>エ) 判断した理由は。</p> <p>18. エピソード3、4では判断が分かれたり、困難だったりするのはなぜか。</p> <p>19. 解釈Aの問題点は何か。</p>	<p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p> <p>T：説明する</p>	<p>・同じである。</p> <p>・「社会全体の利益＝多数者の利益」という考えが正当化され、少数者の権利が犠牲にされ易くなる。</p> <p>・エピソード1 ア) 記者の表現の自由。 イ) 各自のプライバシーの権利。 ウ) 制限される。 エ) プライバシーが保護されないと多くの人が困る。</p> <p>エピソード2 ア) 団体の集会・結社の自由。 イ) 人々の生命・身体の自由。 ウ) 制限される。 エ) 社会全体の安全、人々が安心して暮らせることが重要。</p> <p>エピソード3 ア) 伝染病にかかっている可能性のある人の生命・身体 の自由。 イ) 感染の予防。 ウ) 両方の意見。 エ) 感染の予防も大切だが、副作用によって伝染病にかかっている可能性のある人の生命・身体 の自由が侵害されることも問題である。</p> <p>エピソード4 ア) 線路脇に住む人の生命・身体 の自由または環境権。 イ) 交通の利便さ。 ウ) 両方の意見。 エ) 利便さも大切だが、線路脇に住む人々の健康な暮らしが奪われることも問題である。</p> <p>・多数者の利益を保護するために、少数者（伝染病感染の疑いのある人や線路脇に住む人々）の権利の放棄を迫ることになるから。</p> <p>・多数者の利益追求のためには、少数者の権利の犠牲はやむを得ないという状況を生み出し易いということ。</p>
終結	<p>20. 公共の福祉の名の下に、ハンセン病患者の人々の権利が侵害されたのは、何所に問題があったと言えるか。</p> <p>21. 公共の福祉が国民の権利行使を制限するルールではないと解釈するならば、他にどのように考えることができるか。</p>	<p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p>	<p>・公共の福祉を、国民の権利を制限するルールと捉えたため、容易に少数者であるハンセン病患者の権利を侵害することになった。</p> <p>・国家が、国民の基本的な人権相互間の矛盾や対立を調整するためのルールと考えることができる。</p>

第3時「悲劇を繰り返さないためには、我々はどうすればよいか？」

過程	教師の指示・発問	教授・学習過程	資料	生徒に獲得させたい知識
導入	<p>1. 公共の福祉の解釈Bはどのようなものだったか。</p> <p>2. この場合、どのようなルールでなければならぬだろうか。</p>	<p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p>		<p>・公共の福祉とは、国家が基本的な人権相互間の矛盾・対立を調整し、権利を制限する際のルールである。</p> <p>・どのような状況にも適用でき、誰もが納得して受け入れることができるルール。</p>
展開	<p>3. どのような状況にも適用でき、誰もが納得して受け入れられるような、基本的な人権相互間の矛盾・対立を調整し、権利を制限することができるルールとは、どのようなものだろうか。</p> <p>4. 権利を制限することによってもたらされる利益と、権利を制限しないことによってもたらされる利益を比較することで、権利の行使の</p>	<p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p>		<p>(・分からない。)</p> <p>・権利を制限することによってもたらされる利益：ハンセン病感染の予防</p>

<p>展開</p>	<p>限界を定めようとする次のような考え方があ る。 「公共の福祉による権利の制限とは、権利同 士が矛盾・衝突している際には、ある人権を 制限することによってもたらされる利益と、 それを制限しない時に維持される利益とを比 較し、制限することによってもたらされる利 益が大きい場合にはその権利の行使は制限さ れるということを意味する。」解釈B-① ハンセン病問題にこの解釈を当てはめてみよ う。 5. 解釈B-①の妥当性について、第2時で検 討したエピソードを手がかりに考えてみよう。 各エピソードについて次のことを明らかにし よう。 ア) 権利を制限することによってもたらされ る利益。 イ) 権利を制限しないことによっても維持され る利益。 ウ) 制限すべきか否かの判断とその理由。</p> <p>6. エピソードの検討結果をふまえると、解釈 B-①は有効であると言えるか。 7. なぜ、解釈B-①は有効なルールと言えな いのだろうか。</p> <p>8. ある人の権利を制限することができるのは、 その人の権利の行使が他者に危害を及ぼす場 合であるという次のような考え方があ る。 「公共の福祉による権利の制限とは、ある人 が権利を行使することによって他者に危害が 及ぶときは、その権利の行使を制限するとい うことを意味する。」解釈B-② この解釈の場合、権利を制限できるのは、ど のような時か。 9. 5の4つのエピソードを手がかりに、この 解釈の妥当性を検討してみよう。 ア) 権利の行使によって発生する危害。 イ) 判断とその理由。</p>	<p>T: 発問する S: 答える</p> <p>T: 発問する S: 答える</p> <p>T: 発問する S: 答える</p> <p>T: 説明する</p> <p>T: 発問する S: 答える</p> <p>T: 発問する S: 答える</p>	<p>権利を制限しない時に維持される利益：ハンセン病患者の権利の保障 ハンセン病感染の予防という利益の方が、ハンセン病患者の権利保障という利益よりも大きいと判断されたため、ハンセン病患者の権利は制限されたと考えられる。</p> <p>・エピソード1 ア) 人々のプライバシーの保護。 イ) 記者の表現の自由。 ウ) 制限すべき。なぜなら、より多くの人のプライバシーの保護の方が優先されると考えられるから。</p> <p>エピソード2 ア) 団体の集会・結社の自由。 イ) 人々の生命・身体の自由。 ウ) 制限される。なぜなら、社会全体の安全、人々が安心して暮らせることが重要だから。</p> <p>エピソード3 ア) 伝染病にかかっている可能性のある人の生命・身体 の自由。 イ) 感染の予防。 ウ) 分からない。感染の予防も大切だが、伝染病にかかっている可能性のある人の健康や生命の維持も大切であり、比べられない。</p> <p>エピソード4 ア) 線路脇に住む人の生命・身体 の自由または環境権。 イ) 交通の便利さ。 ウ) 分からない。なぜなら、便利さも大切だが、線路脇に住む人々の健康な暮らしを維持することも大切であり、比べられない。</p> <p>・判断基準としては曖昧で、有効なルールとは言えない。 (・どのような利益がより大切かは人によって考え方が異なり、同意が困難である。) ・問題は二つ考えられる。第一は、もたらされる利益が何かはケースごとに異なり、一般的な判断ができないことであり、第二は、どのような利益がより大切かという基準が示されていないので、結局、判断は個人の価値観や感情に委ねられてしまい、普遍的でなくなってしまうことである。</p> <p>・権利の行使が他者に危害を及ぼすことがはっきりしている時。危害を及ぼすことが明白でない限りは、国家は権利の行使を制限することはできない。</p> <p>・エピソード1 ア) プライバシーの侵害。 イ) プライバシーの侵害は明白であり、制限される。</p> <p>エピソード2 ア) 人々の健康や生命に対する危険。 イ) 団体が再びテロ活動を行う可能性の高さによって判断が異なる。可能性が高ければ権利は制限される。団体の指定は慎重に判断されなければならない。</p>
-----------	---	--	---

<p>展開</p>	<p>10. 解釈B-②は有効なルールと言えるか。</p> <p>11. エピソード4に有効と思われる次のような解釈がある。 「公共の福祉による権利の制限とは、全ての人々が共同で使うことができる公共財を提供するために、ある人の権利が制限されるということを意味する。ただし、この場合、権利を制限された人に対しては必ずそれに見合った保障がなされなければならない。」解釈B-③エピソード4に適用してみよう。</p> <p>12. 実際の事件によってこれら二つの解釈を検証してみよう。</p>	<p>T：発問する S：答える T：発問する S：答える</p> <p>T：資料配布 発問する S：答える</p>	<p>エピソード3 ア) 感染の拡大。 イ) 感染が拡大し、その病気にかかった人の健康や生命がどの程度危機に晒されるかによって判断が異なる。危機の度合いが高ければ権利は制限される。感染の確実性や感染した場合の危機の度合いによって慎重に判断されなければならない。</p> <p>エピソード4 判断不能。</p> <p>・エピソード4以外には有効である。</p> <p>・電車の騒音や振動による被害に見合った金銭的な補償が可能であれば、電車の公共性が優先され、権利は制限される。</p>
<p>終結</p>	<p>13. 公共の福祉に関する解釈B-②と③を踏まえてハンセン病問題を振り返るとどのようなことが言えるか。</p> <p>14. 公共の福祉とは何か。</p>	<p>T：発問する S：答える</p> <p>T：発問する S：答える</p>	<p>7</p> <p>・制限された権利に見合う保障が必要である。</p> <p>・基本的に、権利が制限されるのは、他者の権利が侵害される場合（他者に危害が及ぶ場合）だけである。ハンセン病患者の強制隔離は、その場合に該当しないだけでなく、それに伴ってなされた患者への人権侵害は、根拠のない不当なものであったと言わざるを得ない。</p> <p>・国家権力が、基本的人権同士の矛盾や対立を解決するために、ある権利を制限するためのルールであって、国民をしばるものではない。</p>

配布資料

- 1：日本国憲法第12, 13, 22, 29条
- 2：公共の福祉によって人権が制限される例（中学校社会科公民的分野資料集、1990年代のもの）
- 3：らい予防法
- 4：らい予防法廃止の新聞記事
- 5：らい予防法
- 6：らい国際会議決議
- 7：新幹線騒音訴訟などの資料

7. 参考文献

- 《公共の福祉に関するもの》
- ・阪本昌成『憲法理論Ⅱ』成文堂、1993年。
 - ・阪本昌成『憲法2期本件クラシック【第二版】』有信堂、2002年。
 - ・長谷部恭男『憲法の理性』東京大学出版会、2006年。
 - ・桂木隆夫『公共哲学とはなんだろう 民主主義と市場の新しい見方』勁草書房、2005年。
- 《ハンセン病に関するもの》
- ・島比呂志・篠原睦治『国の責任 今なお、生きつづけるらい予防法』社会評論社、1998年。
 - ・「らい」園の医療と人権を考える会編『「らい予防法」を問う』明石書店、1995年。
 - ・大谷藤郎『現代のスティグマ ハンセン病・精神病・エイズ・難病の難題』勁草書房、1993年。
 - ・大谷藤郎『らい予防法廃止の歴史 愛は打ち克ち城壁崩れ陥ちぬ』勁草書房、1996年。
 - ・島比呂志『片居からの解放 ハンセン病療養所からのメッセージ [増補版]』社会評論社、1996年。
 - ・藤野豊『「いのち」の近代史「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』かもがわ出版、2001年。